

国からの臨時特例交付金の廃止など、奨学金を取り巻く環境が大きく変化!!

給付型の就学支援制度の充実や、奨学金の財源として国の臨時特例交付金を充ててきました。この廃止等により、「育英」から「就学支援」のための奨学金へ転換を図らざるおえない状況が、この4月から下記のようにになりました。

項目	内容
貸付対象者	○ 「育英」から「就学支援」のための奨学金へ（成績要件の廃止） （改正後）学業又は学習活動、特別活動等に意欲があつて、学資の援助を必要とする者
	○ 高等学校等の卒業者への貸付け廃止 （改正後）高等学校等を一度卒業した者が、再度高等学校や専修学校高等課程に再入学した場合は貸付の対象外 ○ 高等学校定時制課程奨学金を廃止し、高等学校奨学金に一本化
貸付月額	○ 貸付月額の上限額の引下げ及び細分化 （改正前）国公立：18,000円又は20,000円 私立：30,000円又は40,000円 （改正後）国公立：10,000円 （新入生は、10,000円又は20,000円） 私立：10,000円、20,000円又は30,000円 （新入生は、10,000円、20,000円、30,000円又は40,000円）
	○ 1万円の加算制度の創設 （2年生以上が対象となり、新入生には加算制度はありません。） 加算要件 1.学業成績が一定水準以上 2.部活動等での取組みが優良 3.国家資格等の取得を目標 ※加算制度を利用した場合 国公立：10,000円又は20,000円 私立：10,000円、20,000円、30,000円又は40,000円
	○ 通学形態（自宅・自宅外）の別による奨学金の区分の廃止
免除制度	○ 返還が免除となる職の限定 （改正前）介護福祉士、保健師、助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、養護教諭又は養護助教諭 （改正後）保健師、助産師、看護師又は介護福祉士
	○ 返還免除額の見直し（全額免除から原則一部免除に改正）
	○ 加算制度の債務の免除規定の創設



「高校生等奨学給付金」の対象者は、「高等学校奨学金貸付金」も同時に借りることができません。もちろん前者の要件に当てはまらなくても、後者の要件に該当すれば後者のみ貸付を受けられます。しかし、貸付金は返還義務があります。返還の猶予や免除もありますが、所得の格差が教育の格差を生んではならない。そのためにも給付金をもっと多く国全体で教育を考えなければいけません。



	高等学校奨学金貸付金	高校生等奨学給付金 (国補助1/3)																																								
性格	・貸与型奨学金(無利子貸付金)	・世帯に支給(返還不要) ・就学支援金の所得制限導入により財源を確保																																								
内	・生徒に必要な学資等	・授業料以外の教育費																																								
対象者	・高等学校等に在学している生徒(既卒者除く) ・世帯全体の年収が概ね800万円未満	・県内に親権者が在住している次の生徒の世帯 ・生活保護世帯 ・住民税非課税世帯(年収概ね250万円未満)																																								
金額	貸付額(月額) 【公立】 1学年 月額10,000円、20,000円 2学年～月額10,000円 【私立】 1学年 月額10,000円、20,000円、30,000円、40,000円 2学年～月額10,000円、20,000円、30,000円 ○2学年以上は10,000円の加算制度あり 【加算要件】 ・学業成績が一定水準以上 ・部活動等での取組みが優良 ・国家資格等の取得を目標	給付額(年額) 【公立】 非課税世帯 第1子 59,500円(36,500円) 第2子 129,700円(36,500円) 生活保護世帯 32,300円 【私立】 非課税世帯 第1子 67,200円(38,100円) 第2子 138,000円(38,100円) 生活保護世帯 52,600円 ※()内は、通信制高校在学者。																																								
	実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付者数(人)</th> <th>貸付金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>22年度</td><td>5,380</td><td>2,035,286</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>5,270</td><td>2,007,320</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>5,428</td><td>2,083,296</td></tr> <tr><td>25年度</td><td>4,979</td><td>1,930,802</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>4,696</td><td>1,837,890</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>4,200</td><td>1,627,795</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>4,400</td><td>1,600,000</td></tr> </tbody> </table>	年度	貸付者数(人)	貸付金額(千円)	22年度	5,380	2,035,286	23年度	5,270	2,007,320	24年度	5,428	2,083,296	25年度	4,979	1,930,802	26年度	4,696	1,837,890	27年度	4,200	1,627,795	28年度	4,400	1,600,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>給付者数(人)</th> <th>給付額(千円)</th> <th>支給対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>26年度</td><td>6,869</td><td>455,631</td><td>1学年</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>13,315</td><td>882,951</td><td>1,2学年</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>21,044</td><td>1,640,735</td><td>1,2,3学年</td></tr> </tbody> </table>	年度	給付者数(人)	給付額(千円)	支給対象	26年度	6,869	455,631	1学年	27年度	13,315	882,951	1,2学年	28年度	21,044	1,640,735
年度	貸付者数(人)	貸付金額(千円)																																								
22年度	5,380	2,035,286																																								
23年度	5,270	2,007,320																																								
24年度	5,428	2,083,296																																								
25年度	4,979	1,930,802																																								
26年度	4,696	1,837,890																																								
27年度	4,200	1,627,795																																								
28年度	4,400	1,600,000																																								
年度	給付者数(人)	給付額(千円)	支給対象																																							
26年度	6,869	455,631	1学年																																							
27年度	13,315	882,951	1,2学年																																							
28年度	21,044	1,640,735	1,2,3学年																																							

ここをもっと増やしていかなくてはいけない!...が対象者拡大を、国は先送りした。

※27、28年度は予算額



県の借金を増やし続ける
臨時財政対策債の廃止を
神奈川県は国に対して
強く求め続けています。

神奈川県がどんなに頑張っても借金を減らせない仕組み。

りんじざいせいたいさくさい 臨時財政対策債 ってなに？

本来、国は必要な額を現金で地方に渡すべきところを、代わりに、地方に借金をさせているものです。平成13年度に、「臨時的な」措置として開始した制度ですが、平成28年度までの延長が法律で決まっています。神奈川県では、長年、借金残高を減らす努力をしています。しかし、国の肩代わりをした借金がかさんで残高は減りません。この国の肩代わりをした借金が、「臨時財政対策債」です。



神奈川県会議員
都筑区選出



山口ゆう子

事務所

〒224-0041

横浜市都筑区仲町台1-23-13

TEL:045-948-3465

PCアドレス:change@yuko-yamaguchi.com

iPadアドレス:y-yuko@i.softbank.jp

県民へのPRのため
に、神奈川県が作成
したチラシより一部
抜粋



臨時財政対策債の早期廃止を!!

神奈川県

総務局財政部財政課

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

TEL: 045-210-2269 (直通)

FAX: 045-210-8805